

# 事例研究

①外国貨物の管理について

②商品誤搬出にかかる事案



※解説に記載された内容は一例です。

# 検討事例①

～外国貨物の管理について～

輸入貨物を搬入した際、ダメージ(濡れ、潰れ)を受けているカートンを発見しました。

荷主に連絡したところ、「中身の貨物が損傷していないか確認したうえで、新しいカートンに入れ替えておいてほしい。」と指示されたので、保護ラップを外し、カートンを開被して中身を確認したが異常がなかったため、カートンの交換作業を行い、交換したカートン、ラップは事務室の一般ゴミと一緒に捨てました。

この作業について、

- ① 必要な税関への報告や手続きを考えてみましょう。
- ② 事案全体を通して、保税業務に従事する者としてどのような認識、心構えを持って作業を行う必要があるでしょうか。

# 検討事例①(解説)

## ～ 外国貨物の管理について～

### ① 必要な税関への報告や手続きを考えてみましょう。

○まずは、社内管理規定(CP)や手順書に従って、責任者に事故の状況を報告します。

併せて、荷主(通関業者)へも一報しましょう。

○NACCS担当者は搬入確認登録または到着確認登録時に「事故コード」を入力します。

(税関に通知が来ます。)

○貨物の確認やカートンの取り換えは、関税法第40条第1項「貨物取扱」に該当します。

あらかじめ、NACCS「CHN(貨物取扱)」の登録が必要ですが、事故登録を税関が解除しなければ登録できませんので、税関に事故解除の依頼をしてください。

《参考》通常の内容点検であれば、「CHN」業務は通関業者が登録することが多いです。

○外装や貨物のダメージの程度により、税関に報告する必要があると責任者が判断した場合、貨物の状況を写真に撮っていただくとよりスムーズに税関へ説明ができると思います。(荷主や通関業者への状況報告にも使えます。)

○作業をするために取り外したラップや交換したカートンは庫内の指定されたダストボックスに入れましょう。

★保税蔵置場ごとに、関税法基本通達67-4-16に定められた「不要包装材引取願」が税関に提出されています。この不要包装材は処分(清掃業者の回収)の都度、自主記帳することとなっています。

# 検討事例①(解説)

## ～ 外国貨物の管理について～

② 事案全体を通して、保税業務に従事する者としてどのような認識、心構えを持って作業を行う必要があるでしょうか。

○作業内容は、各社CPや手順書に定められています。また、事案のようなイレギュラー貨物についても処理が決まっていると思います。普段から適切に対応できるよう、確実に覚えておきましょう。

○責任者への報告は速やかに。NACCS担当者等への連絡も確実に。(社内の連絡体制ができていないと誤ったNACCS登録(記帳行為)が発生し、保税非違となることもあります。)

○不要となったラップ等は単なるごみと思いませんか？これらも外国貨物です。

貨物の取扱いをはじめ、貨物の滅却や保税運送など、保税地域内でできる様々な行為は、関税法等関係法令、通達に基づいています。法令の遵守、知識の習得に努めましょう。

○保税業務に限らず、仕事をするうえで一番大事なのは「**基本動作**」です。どんな状況でもこの基本動作を常に意識しましょう。

## 検討事例②

～商品誤搬出にかかる事案～

A社は、保税蔵置場の許可を受けています。

ある日、他の保税蔵置場へ貨物を転送するため、保税運送の承認を受け発送しましたが、到着地の保税蔵置場から、「違う貨物が届いている。」と連絡がありました。

調査したところ、作業は2人で行っていたが、貨物のピックアップ及び発送の際、「大丈夫だろう」という思い込みから、書類と現物の対査を十分に行わなかったことにより、結果、当該貨物は保税運送の承認を受けずに発送したことが判明しました。

当該事案について、

- ① 自社の社内管理規則や作業手順、チェック体制等を思い出しながら、発生原因を考えてみましょう。
- ② このような事案を起こさないために、どのような点を心がけるべきでしょうか。

## 検討事例②(解説)

～商品誤搬出にかかる事案～

- ① 当該事案について、自社の社内管理規則や作業手順、チェック体制等を思い出しながら、発生原因を考えてみましょう。
  - 作業は2人で行っており、相互チェックが可能であったにも関わらず、「思い込み」という単純ミスが引き起こした事例です。
  - 各事業者における貨物管理規則(CP)や手順書では、貨物を搬出する際は、書類と貨物の対査・確認は必ず行うよう定められていると思いますが、この事案では読み合わせすらしておらず、手順どおりの作業が出来ていないと言えます。
  - さらに、この作業者は、普段の業務の中で、保税品(外国貨物)という認識が薄れていたのではないかと考えられます。
  
- ② このような事案を起こさないために、どのような点を心がけるべきでしょうか。
  - 2人で作業しているので相互チェックができていないというのはおかしい、と思うかもしれませんが、実際、このような原因での保税非違は発生しています。
  - 仕事に慣れてきて、気が緩んだり、「いつもしている事だから」とつい手順を省略していませんか？  
一番重要なのは「**基本動作**」です。貨物管理規則(CP)や手順を習熟することはもちろん、常に意識して従事しましょう。
  - また、外国貨物である＝法令、通達の規定を遵守しなければなりません。知識の習得にも努めましょう。